

○議長（茅沼隆文）

日程第2 議案第32号 平成30年度開成町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。予算書の説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

議案第32号 平成30年度開成町一般会計補正予算（第2号）。

平成30年度開成町の一般会計補正予算の（第2号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。第1条、歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成30年7月25日提出、開成町長、府川裕一。

2ページに移りまして、第1表、歳出予算補正です。歳出第9款教育費、第13款予備費について補正をするものでございます。

それでは、補正予算の詳細を歳出事項別明細書により御説明をいたします。6ページ、7ページを御覧ください。

○教育総務課長（中戸川進二）

6ページ歳出でございます。9款教育費、4項中学校費、2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金、説明欄、臨時的な一般管理費、中学校修学旅行費補助金。

これは金額につきましては、302万9,000円です。これは6月20日から6月22日2泊3日で関西方面で予定されておりました文命中学校の修学旅行を6月18日に発生した大阪北部地震の発生に伴い、子どもたちの安全確保を優先し、実施を見送り、延期とさせていただいたことに伴い、生徒168名、教職員11名分のキャンセル料が発生したため、当該校外活動が当初の予定のとおり水準で確保できるよう配慮し、また保護者の経済的負担を軽減を図るため、発生したキャンセル料相当分を中学校に対し補助するものでございます。

○財務課長（田中栄之）

13款予備費です。今回の補正による歳出の差額を予備費302万9,000円で調整をいたします。

説明は以上です。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

6番、菊川敬人議員。

○6番（菊川敬人）

6番、菊川です。今回のこの議案につきましては、不可抗力かなと、私は判断するわけですが、今回、町が302万9,000円を補正で負担するということにつきまして質問したいと思います。

今回、300万を町が負担する件につきまして、キャンセル料が発生するということについて、町と学校と保護者間、この3者で何か検討会みたいなものを開かれ

て、話し合いを行われたかどうか。教育委員会と町だけで負担するということを決められたのか。私は、保護者、町でしっかりした議論を行った上で結論を出すべきと思いますが、その辺のところの経緯について、どういうことを話されて、結果、どうなったかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

ただいまの御質問にお答えします。まず、お考えいただきたいのは、地震の発生が、修学旅行を行う前々日という状況でございました。従いまして、生徒たちにはそれを行うのか、行わないのか、そこをまず伝えるというのが、一義的なスタートでございました。その当初におきましては、学校も含めて教育委員会、今、状況から鑑みて、現場のほう、京都市内とか、被害とかあまり多くないという情報をつかんではおったのですけれども、そうではあっても、気象庁の担当課長の説明等を含めまして、まだ、発生する危険はあるといった状況の中で、教育委員会と学校を含めて中止すべきであろうといった考え方を示したところでございます。

まず大事なものは、まずそこで段階として、まず中止だという部分の結論が、まず先行して出てまいりました。次いで、その後のキャンセル料、それは翌日以降について、その対応をどうするかという検討をしたわけですが、そこにつきましては、町長の御判断をいただきまして、保護者に負担をかけないのが相当であろうということの御判断がありましたものですから、その旨を学校にお伝えしたと。まず、中止の決定は、学校、教育委員会も含めて行ったところではございますけれども、その後のキャンセル料という部分の判断につきましては、町長を含めて教育委員会と協議会の中で決定したことを学校にお伝えしたというのが経緯でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

そうしますと、保護者の方は、そこには介在しないで、教育委員会と町長で判断された。こういう形を決められたということかなと、今の答弁を聞いて、そう思うわけですが。

例えば、こういうときは、生徒、あるいは保護者には瑕疵がないわけですから、最終的には町で負担するのは、これは致し方ないかなと私も思います。しかし、その決定する過程においては、保護者を含めた形でしっかりと検討されたほうが良いのではないかなと思うのです。ではないと、これが一つの事例になって、次にまた同様なことがあったとき、同じような形での補正という形になってしまいうわけですね。それは検討しないで、そのままスルーしてしまうような形になっていくわけです。いただいた契約約款ですか。だと思うのですが、この第4章の16条の中には、天災においては解除できるよということをやっているわけですね。

うたっているわけですから、それに従って解約したということかなと思うのですが、例えば、これを強行して、実行した場合、万が一事故が発生したときには、どこが責任を負うのかなということを考えてみますと、当然、旅行会社にもその責任の一端はあると思うのです。であれば、天災でありますので、町が今回補正するわけですから、町と旅行会社等が折半するような形の、そこは交渉が必要だったかなと思うのですが、その交渉はどうされたのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

細かく話しますと、長くなるのですけれども、現状としましては、地震が起きたときに、どうするかということについては、旅行会社は、実施の方向で持ってきました。新幹線で行けなかったら、バスにする。宿泊ができなかったら、こちらにする。旅行会社はあくまで実施という方向で学校に相談にきました。校長はそれに基づいて、私に相談に来まして、教職員や子どもたちの生命、安全が保たれるか、保たれないということを優先に考えたいということで、まず協議をしました。ですから、キャンセル料が生じることはそのときに承知をしていました。というのは、旅行会社はやりたい。あくまでできるという判断ですので、こちらはそこは行くか行かないかを決めるわけですので、私の判断としては、学校長にぜひ生命の安全と教職員の安全を考えた中で判断してくれということで迫りまして、諸般の事情で県内で数校、その時点で協議した学校がありましたので、情報を収集しまして、やめた学校もあるということだったので、ではうちとしてはとにかく子どもと教職員の安全を確保するために気象庁の発表だと、1週間以内に同等かそれ以上の地震があるということを報道していましたので、このような状態の中で行かせることは絶対に無理だという判断をしましたので、旅行会社が対案を持ってきたことに対しては、私たちはそれはのまない。あくまでキャンセル料が生じたとしても、それは行かないという判断しました。

そのときに、校長が帰ってきましたして、諸々の相談をして、子どもたちに中止になりますと。強いてはキャンセル料が出るので、もしかすると、この旅行は縮小せざるを得ないという話をしました。そのことによって、様々な御意見があったことは事実です。それらを踏まえまして、何としても子どもたちの思い出として、2泊3日の同じような行程ができないかということをもまず考えましたが、まず日程的には無理だろうという形の中で、卒業期を迎えた3月ごろに1泊2日ぐらいでやるしかないかなというところまでいったのですけれども、何とかして旅行会社とその後キャンセルするにあたって、同等のことができないかということで話をします。そこで当然やはりキャンセル料が生じるわけですので、そのことについては、その後、検討するというか、その場では、あくまでも子どもたちの生命と安全、教職員の安全を確保するために実施を取り止めるという方向だけを、その結論を出したというのが実情です。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（中戸川進二）

旅行会社との交渉という部分で、実際、私もその場に立ち会って交渉した立場でございますので、ちょっと御説明を差し上げたいと思います。

まず、その前段で、実施の可否の判断に至る過程のお話と、それからキャンセル料の取り扱いに至る過程、二つあると思うのですが、実施の可否に至る過程については、先程、参事が答弁したとおりなのですが、ただのPTAの会長には、御相談をした上で、実施の可否については結論を出しているということで御理解ください。

それからキャンセル料の交渉なのですが、まずは学校で一義的には窓口になりまして、旅行会社とずっと交渉を続けてきた経緯があります。それを引き継いだ中で、私ども、向こうの言いなりではいけないという意識を持った中で、どこか少し折半できるところがないかという視点で交渉にあたっていました。その中で、当該旅行会社からお話では、やはり契約時の決め事、こちらが全てなのだということ、なかなかここは崩せないですということ。では、他の市町村はどういう取り扱いになっているのだということでお伺いしたときには、今回、当該旅行会社が扱った修学旅行で、キャンセルしたもの、神奈川県内で文命中学校も含めて9校あったと聞いています。この9校ともに、この旅行会社は同じ扱いにしているということで、1校なりとも違う扱いにすることは、できないということでした。

そういった中でも、これまでの交渉の経緯の中で、何とか町にとって、保護者にとってのメリットがないかというお話をした中では、例えば、延期後の時期がずれることによって、本来6月に発生する費用、それから延期後に発生する費用で、ピークのシーズンが若干異なりますので、そこで経費が高額になる分についても、当初の予定どおりの金額の中で何とか収めるといったようなことはやっていただけるというところで交渉は終わっているという状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

言われることは、私もよく理解しているところでありますが、今の契約時が全てということと言われたわけですが、この契約のときに、自然災害等の話が出て、そこをなんか詰められた経緯があるのかどうかということ。

あと大変気になる部分は、今回、この302万9,000円を抛出するにあたりまして、何を根拠にどこの規定に従って、この事案を、302万9,000円を抛出するのかですね。そのところをお聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

では、説明いたします。あくまで2泊3日で、6月20日から実施したときの6

万 1 1 7 円ですか。それについて、キャンセル料が生じて、いくら不足するのかということで同じ行程で実施した場合、先程、今、説明あったように、少し拝観したり何かすると違います。若干は違いますけど、ほぼ同じような日程でやった場合に、どれだけの損失が生じるかということを基盤に、その部分について保証してあげようということで、補助金の算定をしました。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

ただいまの御質問ですけれども、事前からそういった部分について決めていたということはございません。今回は、発生した事例に基づきまして、そのときの今回の新たな判断としまして、町長の御判断をいただいたといったところでございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員、もう一回、どうぞ。良いですか。

山田議員。

○2 番（山田貴弘）

2 番山田貴弘です。確認になるのですけれども、今回このような形で議案提出がされたという、今、同僚議員の質問の中では、そういう取り決めごともないということは、事例という形の中で、今後の対応を、同じようなことがあったときにも同じようにやっていくというのかを確認を 1 点したいのと。

あと今回の旅行の契約というのは、2 泊 3 日に対しての契約なのか、内容を含めた中での総合の契約なのかを確認させていただきます。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

御質問の前段の部分は、私からお答えさせていただきます。今回の場合は、前例にはなろうかと思えますけれども、あくまでも今回と同じような事例が起きた場合、以前にはこういうことがあったよということは、参考にすることになろうかと思えます。ただ、今回と全く同じような場合というのが、そもそもよく起きる話ではなかろうかと思えますので、修学旅行実施予定日の前々日に大規模な地震が起きた。しかも、それが引き続き起こる可能性があるよとか、そういったような部分も含めて、またその時点時点で判断をされることになろうかと思えます。ただ、その際には、前例として、こういったことがあったよということは、参考の判断材料にはなろうかと思えます。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（中戸川進二）

後段の契約の関係について、お答えいたします。この契約につきましては、平成 2 8 年 8 月 3 1 日の時点で、既に学校と旅行会社で契約を締結してございます。こ

れについては、日にちを特定した中に、２泊３日、それから人数が総人数という形の中での総合的な契約を締結しておりまして、その契約に基づきまして、その後、細かい内容を詰めて、行程等を詰めていた中で、最終的な行程だとかあらわされているのが、参考の提出させていただきました資料の内容になってございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○２番（山田貴弘）

２番、山田貴弘です。今、自分が気になるのは、これは我々に提示されていないのは、旅行日程について、アバウトな２泊３日という日付については、説明はあったのですけれども、内容については、どういう行程の中で、どういうところに泊まって、どういう行動を起こすのかというのは示されていないわけではないですか。先程の教育長の話だと、旅行会社は、要するに代替案をもって、旅行ができるということを言ったと。そういう交渉をしたという。要は旅行ができるのだよ、ありきでの今話をされたと、話というか、説明をされたと思うのですよ。

しかしながら、２泊３日の修学旅行をするにあたっては、やはり綿密な行程を学校部局と保護者も理解した中で実行計画を立てていると思うのですよ。それを代替案で出てきたという、内容についてですよ。ということは、逆に言えば、当初の契約を履行できないという瑕疵の部分というのかな、そういうのは旅行会社にもあるのではないのかなというところが見え隠れしているのですけれども、そこら辺の契約の状況だと思うのですけれども、あくまでもその内容までは、契約の中に入っていないよといえ、当然、これは違約金の３０％というのはのまなければいけないのかなと理解するのですけれども、そこら辺の契約の部分が、ちょっと曖昧な部分があるので、そこら辺明確にさせていただきたいと、そこで判断したいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。契約といたしましては、あくまで２泊３日の何月何日という日にちの設定と２泊３日という内容、この契約になっておりまして、それに基づいて、細かく日程を組んだものが、最終的な行程案という形になってございます。

代替案というお話だったのですが、今振り返ってみますと、６月１８日に地震が発生して、私どもも学校も含めて、情報収集に奔走した状況がございます。そのときに変更の要因があるとするならば、一番大きいのは、新幹線が止まったという状況がございました。新幹線が１８日時点ですぐ止まったのですが、すぐそれも復旧して動き出したという状況がある中で、止まっている状況の中で、ではこのまま止まっていたら、どうやって行けるのかというようなことを、代替案として考えたり、訪問するはずだった施設が、訪問ができる状態なのかどうか。そういうことを考え

たときに、ここが行けなかったら、ここもこういうところも行けるのではないか、みたいな代替案を総合的に考えて、企画していたのですが、結果的には、6月20日時点では、それらは既に新幹線は復旧していましたし、ほとんどの施設も行けると。ホテルについても宿泊できるという状況になっていたという状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。経過的なのは、自分も理解している中で質問はしているのですが、要は契約の内容、当然、これは違約金というものは、業者の部分もサービスでやっているわけではないので、それ相当のキャンセル料というのは払わなければいけないというのは理解はしているのですが、しかし、我々これに対して承認するについては、何らかの根拠を理解した中で賛成をするなり、反対をするなりしなければいけないと思うのですよ。

ここで言う約定を添付された中での、旅行者の解除権、16条の2項の3条についての天災地変については、自分は該当外という理解はしているのですよ。ということは町側から、解約を申し入れたという形の中で、30%払わなければいけなくなったとしか、解釈できないのですよ。

それを先程の話から聞いていると、あたかも災害が起きて、修学旅行先が受け入れがちょっと一部不都合なところがあって、代替案でというような説明があったので、そこら辺は明確にした中で、最終的な判断は学校長、教育長、町長が判断した中で、安全を管理した中で判断をしたのだという明確な答弁を一つ欲しいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

そのように御説明してきたつもりではあったのですが、先程から申しましたとおり、まず、学校の判断ということの協議の中で、教育長、また、町長の御判断も最終的には御支持をいただいた中では、この状況下の中で、行かせることはできないと。責任をもって行かせることはできないということで、町側の判断として、この旅行を延期するのだという判断をまずいたしました。それで先程も申しました、状況としてこうだったというのは、時点としては、その後で知り得た情報でございますので、先程山田議員がおっしゃられたような判断の手順としては、そういう形で行っていました。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

1番、佐々木議員。

○1番（佐々木 昇）

1番、佐々木昇です。ちょっと質問が重なってしまう部分があるかもしれませんが

けれども、キャンセル料が発生したということで、約款どおりの30%ということで説明いただいたのですけれども、私もいろいろ知り合いの旅行会社の方とかにもお話を聞いた中で、そういった中で、こういうことが起きたときに、交渉次第でというようなお話もちょっと聞いたのですけれども、先程開成町も交渉した中で、日程をずらした旅行で、そういう考えを旅行会社もしていただけるということなので、すけれども、この辺で細かい金額はいくらとか、そういうところでは、今回議案とずれてしまうかもしれませんから、今できる公費300万を使うという中で、今できる最大限の交渉ということはやられたということで理解してよろしいのか、その辺だけ確認させてください。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

お答えします。一番最初、お答えしましたように、まず、できないだろうと。日程的にとれない。という状態が最初、予想されたのにもかかわらず、旅行会社で最大限努力をして、9月3、4、5日に何とか行けるように配慮をしていただいて、最大の努力をしていただいたと思っています。とにかく旅館を同じ旅館で行けるようにするということと、新幹線を団体でとるということの難しさがあったりして、最大限、企業としても、努力していただいたということは、学校側としても要望したし、私たちとしても、そのことについて、子どもたちに2泊3日の同じ日程で、同じところに行けるように、最大限努力をしてくれということをお願いをしました。ただ、月曜日なので公共施設が休みであるとか、閲覧する場所が変わったりということはありませんけれども、ほぼ、同等の旅行ができるというところまで努力していただいたということは事実であります。

○議長（茅沼隆文）

佐々木議員。

○1番（佐々木 昇）

分かりました。あと、やはりここで、キャンセル料を公費負担するということで、実際の私の考えでは、公費をここで負担するならば、旅行費も、もともと公費で払っているのだったら、キャンセル料も負担するというのが正当な流れかなと思っています。

でも、今回、公費で負担するということに対して、私はこれは反対というか、理解しているわけですが、そういった中で、町がキャンセル料を公費負担にするという結論になった理由、この辺を、町の考え方を明確にしていきたいと思っていますけれども。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

今回の修学旅行の件については、まず、子どもたちの安全確保が第一ということ

で、学校も教育委員会も、それなりの正しい判断をしたなど、私は良かったなと思っています。そのときに、そういう判断すれば、確実にキャンセル料が掛かるというの、その時点で分かっておりましたし、一部保護者から、そのために2泊3日が1泊2日になるのではないかと、これはうわさ的に流れているような、私も耳に入ってきましたし、文命中学校の子どもたちは、開成町の宝でありますので、一生の、1回の修学旅行において、それが壊れてしまうというのは、本当に忍びないということで、今回の件については、今言われたように、設置の補助の基準がつくってあるわけではなく、判断の中で、今回はさせていただきました。

今後については、これがやったから毎回ということではなく、今後はきちんと設置要綱をつくった中で実施をしていきたいと思っておりますので、今回の件については、町長の判断ということの中で御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、ただいまの町長の答弁に、法的な根拠について、少しだけお話をさせていただきます。

そもそも補助、寄附または補助といいますのは、地方自治法第232条の2におきまして、普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては寄附、又は補助することはできると。この運用がどうなっているかということになるわけですが、補助金というのは一般的には特定の事業等を助長するために、地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するものであると。明確に規定をされてございます。ただ、公益上必要があるか否かというのは、当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するというふうに一般的なされてございます。今回は、町長がただいま申しあげましたように、町長の判断の中では、公益上必要があるという御提案を申しあげているわけですから、議会の皆様は、これを公益上必要があると認めていただけるかどうか、本議案のポイントであるという承知してるところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。3番、湯川議員。

○3番（湯川洋治）

3番、湯川です。私も今回のケースで、基準のようなものが必要だと思っていたのですが、町長の答弁で、今後つくっていきますということですので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それで教育大綱の中で、町長の初めの言葉の中に、学校、家庭や地域が一体となって、未来を担う子どもたちを、全町民で育てていくのだとうたっていますので、これはぜひ、今回の件については、町が負担ということは、私は賛成です。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

9 番、井上議員。

○9 番（井上三史）

9 番、井上です。私から 1 点ほど確認させてください。

修学旅行は梯団を組んでいるかと思うのですが、今回は一度キャンセルをして、9 月上旬に再スタートということについて、梯団の御意見は何かあったのでしょうか。そこだけ確認させてください。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

中学校の旅行団として、梯団は、3 月 3 1 日まで、今年度中に実施という形で、各学校が独自の計画に基づいて、団の中で猶予をしているということですので、9 月は何の問題もないと理解しています。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

菊川議員。

○6 番（菊川敬人）

6 番、菊川です。私は今回の件については、3 0 0 万を補助金で賄うということ、実施については、特に反対するわけでありませんが、ただその経緯をしっかりと確認しておかなければいけないということで、今回、質問させていただいているわけですが、今回のこの件につきましては、詳細については一般公開はされるのでしょうか。特にその必要はありませんか、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

一般にと言いますよりは、保護者様のほうには、十分経緯等は十分承知していただく必要があろうかなと考えてございますので、そういった部分についての説明は、十分させていただきたいと思っています。

それから、先程の質問の中の部分ですけれども、キャンセル料を町で負担するという形でお話をいただいておりますけれども、冒頭に説明しましたとおり、キャンセル料相当分を学校のほうに補助するのであって、キャンセル料を旅行会社に町が直接執行するのではないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに。2 番、山田議員。

○2 番（山田貴弘）

2 番、山田貴弘です。今、参事から答弁があった。一番気になっていたのですけ

れども、今回の補助というのは、修学旅行そのものは、保護者の旅費ですよね。それを旅行会社のほうに積み立てしていると思うのですよ、旅行会社に。要は学校だとか、町が、学校でしたか。学校で積み立てで旅行会社に行くという。今回の補正というのは、どこのポジションというのかな、今、参事が答えたと思うのですけれども、旅行会社に出すものなのか。学校に予算としてこれがくるのか、そこら辺、再度確認したいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

その前にお答えしたとおりでございます。相当分を学校に助成するという形を執行形態として考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、質疑がないようですので、続いて討論を行います、討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第32号 平成30年度開成町一般会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。